

一般社団法人日本生理人類学会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本生理人類学会（以下「本会」という。）の定款第5条3項に定める代議員選挙について定める。

(定数)

第2条 代議員の定数は正会員6人に1人とし、端数は四捨五入とする。

(当選者数)

第3条 代議員選挙における当選者数は、選挙前に予め選挙管理委員会が定め、公示する。

(選挙権と被選挙権)

第4条 この選挙の選挙権、被選挙権は正会員が有する。

2 この場合の正会員とは、代議員選挙開示の前日までに入会手続きを完了した者とする。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行う。

2 選挙管理委員会については、別に定める。

(選挙期日)

第6条 選挙期日は、選挙管理委員会で決定し、学会ウェブサイトその他の方法で告示しなければならない。

(会費未納の場合の取り扱い)

第7条 改選年度の前年度および前々年度の2年間の会費を未納の正会員については、選挙権および被選挙権を失う。

(投票)

第8条 代議員選挙は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒及び返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日迄に投票を完了するよう文書で徹底周知させる。

2 選挙は、無記名投票により行う。

(同数の場合の取り扱い)

第9条 投票の結果が同票の場合、会員歴の長い候補者から順番に当選者とし、会員歴も同じ場合は、年齢の高い候補者から順番に当選者とする。

(公示の方法)

第10条 代議員選挙における当選者数の公示は、代議員選挙の郵送時に文書で行う。代議員選挙の当選者の公示は、学会ウェブサイトその他の方法で行なう。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人日本生理人類学会設立の日から施行する。